

対象事業者（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

- こども性暴力防止法第2条第3項各号においては、法律で定める措置を必ず実施しなければならない事業者である「学校設置者等」について、次に掲げる施設、事業等のおり定めている。
- また、同条第5項各号においては、認定事業者の対象となる「民間教育保育等事業者」について、次に掲げる事業のおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】

- 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】

- 児童相談所
- 児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】

- 専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
- 学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）

【児童福祉関係】

- 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 病児保育事業
- 意見表明等支援事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 児童育成支援拠点事業
- 認可外保育事業

【障害児関係】

- 指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）